

令和 7 年

峡南広域行政組合第 2 回臨時会会議録

令和 7 年 1 2 月 2 5 日 開会

令和 7 年 1 2 月 2 5 日 閉会

峡南広域行政組合議会

令和 7 年

第 2 回 峡南 広域 行政 組合 議会 臨時 会

1 2 月 2 5 日

令和7年第2回（12月）峡南広域行政組合議会臨時会

令和7年12月25日

午後2時00分開議

1. 議 事 日 程

議長あいさつ

開会宣言

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 常任委員会委員の選任の件

日程第 6 議会運営委員会委員の選任の件

日程第 7 議案の提案

日程第 8 議案第18号 峡南広域行政組合職員給与条例中改正の件

日程第 9 議案第19号 峡南広域行政組合火災予防条例中改正の件

日程第10 議案第20号 令和7年度峡南広域行政組合一般会計補正予算（第3号）

日程第11 議案第21号 令和7年度峡南広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1 番	秋 山 豊 彦	2 番	笠 井 雄 一
3 番	松 野 清 貴	4 番	望 月 眞
5 番	小 林 有紀子	6 番	井 上 光 三
7 番	小 菅 増 雄	8 番	望 月 恒
9 番	遠 藤 一 彦	10 番	佐 野 知 世
11 番	望 月 小五郎	12 番	高 橋 茂 広

3. 欠席議員

なし

4. 会議録署名議員は次のとおりである。（2名）

3 番	松 野 清 貴	8 番	望 月 恒
-----	---------	-----	-------

5. 地方自治法第121条により会議に出席を求めた者ならびに出席した者（13名）

代 表 理 事	望 月 幹 也	副 代 表 理 事 兼消防業務担当理事	遠 藤 浩
情報センター業務 担 当 理 事	望 月 利 樹	理 事	深 沢 肇
会 計 管 理 者	笠 井 和 美	事 務 局 長	清 野 忍
総 務 課 長 補 佐	若 狭 正 樹	庁 舎 整 備 準 備 室 室 長 代 理	相 沢 茂 広
情報センター所長	安 藤 清 司	慈 生 園 園 長	芹 澤 渡
消 防 本 部 消 防 長	林 茂 一	消 防 本 部 副 消 防 長 兼 庶 務 課 長	渡 辺 淳
消防本部庶務課長補佐	石 坂 裕 樹		

6. 職務のために議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。（3名）

議会事務局長	望 月 和 仁
書 記	稲 葉 明 仁

書 記 依 田 遥

開会 午後 2時00分

○議長（井上光三君）

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、年末のお忙しい中、本臨時会にご参集賜り、厚く御礼を申し上げます。

今年もあと1週間を残すのみとなり、1年を振り返る様々なニュースが各局で報道されております。

各地で様々な災害が発生しましたが、特に今年は、大規模な火災の発生が思い起こされます。

2月には、本県大月市で150ヘクタール、岩手県大船渡市で3,370ヘクタール、3月には、愛媛県今治市で482ヘクタールを焼失する林野火災が発生、11月には、大分県大分市で170棟を超える住宅が焼失する大規模火災が発生し、鎮火まで数週間を要しました。

12月に入っても、群馬県妙義山における林野火災など、消防行政の重要性を再認識させられる1年であったと思います。

当組合におきましても、体制の強化・充実を図るべく、新庁舎建設や国中共同指令センターの開設に向けた準備など、慌ただしい1年でありました。

議員各位におかれましても、健康にご留意され、峡南地域の発展に引き続きご協力とご尽力をお願い申し上げます。

後刻、代表理事より諸議案が提出されますが、何とぞ慎重審議をお願いいたします。あわせて、本臨時会の議事が円滑に進行できますよう、格段のご協力をお願い申し上げ、あいさつといたします。

開会前ではありますが、去る10月14日に行われました市川三郷町長選挙におきまして、遠藤浩副代表理事がめでたく当選されました。

本会議場に遠藤浩副代表理事がおいででございますので、ご紹介申し上げ、あわせて、あいさつをお願いいたしたいと思います。

遠藤副代表理事、ご登壇をお願いします。

○副代表理事兼消防業務担当理事（遠藤浩君）

改めまして、市川三郷町長、遠藤でございます。今、接客中で少し遅れてしまいました。

また、今回、再選ということでございまして、また広域行政組合の皆様には、何かとお世話になるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（井上光三君）

ありがとうございました。

議會を代表いたしまして、遠藤副代表理事の当選を心よりお喜び申し上げます。お体に十分ご留意をいただきまして、存分のご活躍をご祈念申し上げます。

次に、去る12月21日に行われました富士川町長選挙におきまして、望月利樹理事がめでたく当選されました。

本会議場に、望月利樹理事がおいででございますので、ご紹介申し上げ、あわせて、ごあいさつをお願いいたしたいと思います。

望月理事、ご登壇願います。

○情報センター業務担当理事（望月利樹君）

去る12月21日投開票の富士川町長選挙で2選目を果たすことができました。

峡南広域行政組合議会の皆様方、引き続きご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

お世話になります。

○議長（井上光三君）

ありがとうございました。

議会を代表いたしまして、望月理事の当選を心よりお喜び申し上げます。また、お体に十分ご留意をいただきまして、存分のご活躍をご祈念申し上げます。

次に、去る１０月２６日に行われました身延町議会議員選挙に当選され、このたび当組合議員として選出されました２名の議員が本議場においででございますので、ご紹介申し上げますので、その場でご起立をお願いいたします。

遠藤一彦議員。

佐野知世議員。

代表いたしまして、遠藤一彦議員から、ごあいさつをお願いしたいと思います。

ご登壇願います。

○９番議員（遠藤一彦君）

ただいまご紹介にあずかりました身延町議会議員の遠藤一彦でございます。

僭越ではございますが、代表して、一言ごあいさつさせていただきます。

同僚の佐野知世議員につきましては、以前より当組合議会へ選出されておりますが、私は峡南広域行政組合議員として、初めて仕事をさせていただきます。何分にも新参者ですので、よろしくお願い申し上げます。

また、皆様のご経験、ご英知を拝借しながら、責任を全うしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（井上光三君）

ありがとうございました。

遠藤一彦議員、佐野知世議員におかれましては、お体に十分ご留意をいただきまして、存分のご活躍をご祈念申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、令和７年第２回峡南広域行政組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（井上光三君）

日程第１ 議席の指定を行います。

議席の指定は、峡南広域行政組合会議規則第３条第１項の規定により、議長が定めることとなっております。

ただいまご着席のとおり、第９番 遠藤一彦君、第１０番 佐野知世君を指定いたします。

○議長（井上光三君）

日程第２ 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、峡南広域行政組合会議規則第１０８条の規定により、第３番 松野清貴君、第８番 望月恒君を指名いたします。

○議長（井上光三君）

日程第３ 会期の決定を議題とします。

本件につきましては、議会運営委員会にて協議がされておりますので、その結果について議会運営副委員長より報告を求めます。

議会運営副委員長、第11番 望月小五郎君。

○11番議員（望月小五郎君）

議長の命により、議会運営委員会の報告をいたします。

令和7年第2回峡南広域行政組合議会臨時会の会期等につきましては、本日、議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

その結果、会期は12月25日、本日1日とし、審議日程は日程第1から第11まで、いずれも本会議にて審議いたします。

また、追加議案が提出された場合は、日程に追加し、本会議で審議することといたします。

日程の詳細は、お手元に配布したとおりであります。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（井上光三君）

お諮りします。

本件につきましては、議会運営副委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間とすることに決しました。

○議長（井上光三君）

日程第4 諸般の報告を行います。

説明員の報告ですが、今臨時会に説明員として出席通告のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（井上光三君）

日程第5 常任委員会委員の選任の件を議題といたします。

委員の選任につきましては、峡南広域行政組合委員会条例第7条の規定により、議長が議会に諮って指名することとなっております。

お諮りします。

総務消防常任委員会委員に第10番 佐野知世君、情報センター慈生園常任委員会委員に第9番 遠藤一彦君を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、指名のとおり決しました。

では、ここで、空席となっております総務消防常任委員長の互選をしていただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時13分

○議長（井上光三君）

再開いたします。

総務消防常任委員長の選挙が行われました。

議会事務局長より発表いたします。

望月議会事務局長。

○議会事務局長（望月和仁君）

それでは、発表させていただきます。

総務消防常任委員長は、第10番 佐野知世議員に決定いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（井上光三君）

以上、報告のとおり決定いたしました。

○議長（井上光三君）

日程第6 議会運営委員会委員の選任の件を議題とします。

委員の選任につきましては、峡南広域行政組合委員会条例第7条の規定により、議長が議会に諮って指名することとなっております。

お諮りします。

議会運営委員会委員に第10番 佐野知世君を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、指名のとおり決しました。

では、ここで、空席となっております議会運営委員長の互選をしていただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時15分

○議長（井上光三君）

再開いたします。

議会運営委員長の選挙が行われました。

議会事務局長より発表をいたします。

望月議会事務局長。

○議会事務局長（望月和仁君）

それでは、発表させていただきます。

議会運営委員長は第10番 佐野知世議員に決定いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（井上光三君）

以上、報告のとおり決定いたしました。

○議長（井上光三君）

日程第7 議案の提案。

代表理事から議案の提案を求めます。

望月代表理事。

○代表理事（望月幹也君）

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、令和7年峡南広域行政組合第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、年末のご多用の中、全員のご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、平素は広域行政の推進に深いご理解とご協力をいただいておりますことに対しましても、併せて感謝申し上げます。

さて、開会前にごあいさつをいただいておりますが、10月の身延町議会議員選挙にご当選され、組合議員として選出されました遠藤一彦議員、佐野知世議員、また、市川三郷町長、遠藤浩副代表理事、富士川町長、望月利樹理事におかれましても、それぞれさきの町長選挙におきまして、再選を果たされました。

4名の皆様、誠におめでとうございます。多大なお力添えを賜りますようお願いをいたします。

本年も残すところ、本日を含め1週間となり、慌ただしさが増す中、議員の皆様におかれましては、体調に十分ご留意いただき、希望に満ちた新年をお迎えいただきたいと存じます。

それでは、本日提出いたしました案件の主なものについて、その概要をご説明申し上げます。

まず、議案第18号 峡南広域行政組合職員給与条例の一部を改正する条例の件につきましては、令和7年人事院及び山梨県人事委員会より給与改定が勧告されたことに伴い、峡南広域行政組合職員給与条例について、所要の改正を行う必要があるため、提案するものであります。

次に、議案第19号 峡南広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例の件につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和7年経務省令第101号）、対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部を改正する件が交付されたこと、また、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことから、峡南広域行政組合火災予防条例の一部を改正する必要があるため、提案するものであります。

次に、議案第20号 令和7年度峡南広域行政組合一般会計補正予算（第3号）、議案第21号

令和7年度峡南広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）、その概要を申し上げ、提案させていただきます。

まず、議案第20号 令和7年度峡南広域行政組合一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,091万3,000円を追加し、総額を38億1,544万4,000円とするものであります。

主な内容は、一般職員の人事異動に伴う更正、人事院勧告に伴う追加、その他、議員の皆様には以前ご報告させていただきましたが、株式会社富士通ゼネラルが当消防本部との消防救急デジタル無線の契約行為において、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことに伴う訴訟に備えた弁護士費用の追加、また、各町でも既に予算化されていることと思いますが、公用車両に備付けのナビゲーションシステムに係る放送受信料支払いの義務が生じたことについて、5年間を遡り支払うための費用を計上させていただきました。

情報センター関係では、人事給与システムの改修委託料、機器の共同廃棄をするための費用を追加するものであります。

議案第21号 令和7年度峡南広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ277万8,000円を追加し、総額を2億1,688万9,000円とす

るものであります。

主な内容は、歳入では、福祉施設等物価高騰支援金及び繰越金の追加、歳出では、人事院勧告等に伴う人件費の増、施設入所者及び通所利用者への賄い材料費の追加更正であります。

提案の詳細につきましては、清野事務局長、林消防長よりご説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

ご提案いたしますいずれの議案等につきましても、ご議決等いただけますようお願いを申し上げます。

議員の皆様には、慎重な審議をいただくとともに、本臨時会に際し、深いご理解とご協力をお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井上光三君）

提案理由の説明が終わりました。

○議長（井上光三君）

日程第8 議案第18号 峡南広域行政組合職員給与条例中改正の件を議題といたします。

説明を求めます。

清野事務局長。

○事務局長（清野忍君）

議案第18号 峡南広域行政組合職員給与条例中改正の件について、詳細説明をいたします。

本案は、代表理事の提案のとおり、人事院及び県人事委員会より給与改定が勧告されたことに伴う改正であります。

改正文と併せて、条例等新旧対照表1ページを併せてご覧いただきたいと思います。

第1条関係では、第14条第2項ウからス中、改定は、1か月当たりの通勤手当の額について、現行の60キロメートルまでの距離区分について、200円から7,100円までの幅で引上げを行うもので、第24条第1項につきましては、宿日直手当の限度額を普通日直、引き続き日直、常勤日直を、それぞれ人事院の勧告に従い改定するものであります。

以降、記載の改定につきましては、給与改定が勧告されたことに伴う改定でありまして、行政職、消防職、医療技術職、福祉職の各給料表を別表第1から別表第4のとおり改定し、平均改定率3.82%を上げます。

また、令和7年12月の期末勤勉手当を、合わせて0.05月分引き上げるものであります。

新旧対照表は2ページ中段からとなります。

また、期末手当ですが、職員給与条例第25条第2項中、100分の125を100分の127.5に、100分の105を100分の107.5に、また、同条第3項、これは定年前再任用短時間勤務職員の率となりますが、同項中、100分の125を100分の127.5に、100分の70を100分の72.5に、100分の105を100分の107.5に、100分の60を100分の62.5に改めるものであります。

次に、勤勉手当ですが、職員給与条例第26条第2項中、100分の105を100分の107.5に、100分の125を100分の127.5に、また、同項第2項定年前再任用短時間勤務職員の率は、100分の150を100分の52.5に、100分の60を100分の62.5に改めるものであります。

続いて、第2条関係ですが、第1条で、令和7年12月に引上げを行う期末手当0.025か月分、勤勉手当0.025月分を、令和8年度以降、6月期・12月期に、それぞれ0.0125月

分に振り分けるものでございます。

定年前再任用短時間勤務職員の率も同様に、期末手当0.025月分、勤勉手当0.025月分を、それぞれ0.0125月分に振り分けるものでございます。

なお、附則のとおり、令和8年4月1日からの施行となりますが、第1条関係、給料表改定による別表第1から第4までの規定は、令和7年4月1日から、同第1条関係、給与条例第25条第2項及び第3項、26条第2項の規定は、令和7年12月1日からの適用でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（井上光三君）

説明が終わりました。

これより議案第18号 峡南広域行政組合職員給与条例中改正の件について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

お諮りします。

議案第18号 峡南広域行政組合職員給与条例中改正の件については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（井上光三君）

日程第9 議案第19号 峡南広域行政組合火災予防条例中改正の件についてを議題とします。

説明を求めます。

林消防長。

○消防本部消防長（林茂一君）

議案第19号 峡南広域行政組合火災予防条例中改正の件について、詳細を説明いたします。

新旧対照表を使ってご説明いたします。

29ページをお開きください。

第7条の2といたしまして、簡易サウナ設備に関する項目を新規に追加いたしました。内容は、近年各地で増加しているテント型サウナやバレル型サウナに関する離隔距離等の基準が示されました。

次に、改正前のサウナ設備を簡易サウナと分けるため、一般サウナ設備といたしました。

30ページをお開きください。

次に、第29条、火災に関する警報の発令中における火の使用制限では、第7号を削りました。

次に、第29条の7、住宅における火災の予防の推進では、第1項1号中、感震ブレーカーを追加いたしました。

次に、第3章の3、林野火災の予防が新規に追加されました。内容は、林野火災に関する注意報

及び警報についてです。これにより、注意報及び警報の発令ができることと、火の使用制限が厳しくなりました。

31ページをお開きください。

次に、第44条、火を使用する設備等の設置の届出では、改正前のサウナ設備を簡易サウナ設備と一般サウナ設備とに分けたものとなっております。

次に、第45条、火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為の届出では、32ページに入りますが、第1項1号中に、たき火を含むと改正されました。

次に、第45条第2項に、消防長（消防署長）は、全項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を設定することができるを加えております。

なお、附則といたしまして、この条例は令和8年1月1日から施行いたします。

以上、説明とします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（井上光三君）

説明が終わりました。

議案第19号 峡南広域行政組合火災予防条例中改正の件について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1番 秋山豊彦君。

○1番議員（秋山豊彦君）

お尋ねしますが、今後、今大変、サウナ等について、先般死亡事故がありまして、スイッチを入れれば、そのテレビばかりであるわけでありますが、大変サウナというのは、死亡事故等々が出るような施設でありますので、この峡南地区にサウナを使っているのは何軒ぐらいあるのか、サウナ室が。もうちょっと細かく説明をしていただきたんですが、簡易設備のあるサウナ室は、どのくらいこの峡南地区にあるのか。

また、野外のサウナ等々もここに出ています、これもどのくらいあるのか。家庭用の要するにサウナ室を持っている軒数はどのくらいあるのか、ちょっと細かく説明をしていただきたい。

これだけでは大ざっぱで、ちょっと分からないので、その辺よろしく願います。

○議長（井上光三君）

林消防長。

○消防本部消防長（林茂一君）

簡易サウナ設備でございますが、町内というか峡南管内で幾つか、私も決裁の回覧が回ってくる中で、バレルサウナ等、設置したところは承知しておりますが、どこに何軒あるという手元に資料がありませんので、申し訳ありませんが、その数はちょっと報告できません。後日もし、願います。

○議長（井上光三君）

秋山豊彦君。

○1番議員（秋山豊彦君）

条例改正をするのに、サウナ室が、サウナを使用しているところが何か所あって何ということが分からないなんていうことで、よく本会議へそうやって条例改正を提出してくるかなというふうに私は思うんだけど、せめて、要するに、私がぱっと見たって、峡南といえば、市川のみたまの湯、これ等にサウナ室がついている。

野外は申込みがあるんですか。どこにあるんですか。

○議長（井上光三君）

林消防長。

○消防本部消防長（林茂一君）

みたまの湯等に設置してあるのは、以前、改定前の状況のサウナの設備に当たるもので、今回、簡易サウナ設備ということで、テント型であるとかバレル型であるとかというもので、その設備も、大変先ほど、数を現在つかんでいない、私がここに資料として持ってきていないということで申し訳ありませんが、バレル型サウナというのも申請は上がってきております。

○議長（井上光三君）

代表理事。

○代表理事（望月幹也君）

資料を今持ち合わせていないものですから、また別途、資料を提供させていただくということでよろしいでしょうか。

○1番議員（秋山豊彦君）

サウナ等々が今騒がれていますよね、死亡事故が、ご夫妻が鍵が開かなくなって死亡したということで、大事なことだと、私は、議案が手元に来たときに、サウナが出ているんだなと、大事なことなんだな、峡南地区にはどのぐらい野外等で、今、小部屋の何か、一般サウナというと、営業、旅館型とか、いろいろ何種類かに分かれているらしいですね、許可制が。

だから、この峡南地区には、私はこれをこうやって出す以上には、何か所どこにあるというのは、当然私は分かる、資料があれば分かるの、細かく分かるの。家庭用のサウナまで分かるの。

○議長（井上光三君）

秋山豊彦君、今、望月代表理事から、執行部のほうで調査して資料を出してくれるということで、出してもらうのは、各議員に報告していただくということでよろしいでしょうか。

（「はい。」の声）

○議長（井上光三君）

じゃ、そういうことでお願いをいたします。

○1番議員（秋山豊彦君）

今向こうが、消防長が手を挙げているから、答弁させて。

○議長（井上光三君）

消防長。

○消防本部消防長（林茂一君）

ただいまの家庭用のサウナまでの数ということでしたが、家庭用サウナは届出の義務がありませんので、そこまでは分かりません。

○1番議員（秋山豊彦君）

分かりました。

そうすると、一般的なサウナまでは、先ほど代表理事が話をしたように資料を出してくれるということですので、ぜひひとつ、その資料を出していただきたいと思います。

これは資料は、次のときなの、それとも郵送で議員さんに送ってくれるの。

○代表理事（望月幹也君）

次の議員全員協議会のときにご説明を。

○議長（井上光三君）

清野事務局長。

○事務局長（清野忍君）

大変失礼いたしました。

次回の議員全員協議会の際に、説明をさせていただきながら、資料のほうを提出させていただきたいと、そんなふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○1 番議員（秋山豊彦君）

了解しました。

○議長（井上光三君）

そのほか質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

お諮りします。

議案第19号 峡南広域行政組合火災予防条例中改正の件については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（井上光三君）

日程第10 議案第20号 令和7年度峡南広域行政組合一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

説明を求めます。

清野事務局長。

○事務局長（清野忍君）

それでは、議案第20号 令和7年度峡南広域行政組合一般会計補正予算（第3号）について、詳細を説明させていただきます。

先ほど代表理事よりご説明がありましたとおり、歳入歳出にそれぞれ1,091万3,000円を追加し、総額を38億1,544万4,000円とするものでございます。

説明につきましては、33ページ以降、事項別明細により説明させていただきます。

歳入であります。1款1項1目、また2目業務システム運営費負担金に217万8,000円を追加し、3目広域ネット運営費負担金に11万9,000円を追加させていただきました。

2目業務システム運営費負担金の追加につきましては、歳出35ページ、2款1項4目12節委託料にあります人事給与システムの子ども・子育て支援金制度の対応に伴う改修費用の追加に充てるものでございます。

また、3目広域ネット運営費負担金につきましては、歳出の同じページの5目12節委託料にあります機器の共同廃棄に係る費用の追加に充てるものでございます。

各町の負担金内訳は、それぞれ47ページに記載してございますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

33ページに戻りまして、7款1項1目財政調整基金繰入金の追加は、今回の補正財源として取

り崩すものであります。

8款1項1目繰越金は、前年度繰越金が確定したことに伴い、522万8,000円を追加するものでございます。

34ページ以降、歳出でございますが、今回は全体を通しまして、人事異動による人件費の更正と人事院勧告に伴う補正が主なものとなっております。

その他、歳入との関係で説明させていただいたものを除きますと、2款1項1目一般管理費中12節、先ほど代表理事からも提案の際にありました弁護士委託料150万円を計上いたしました。

2024年3月21日、最高裁において、株式会社富士通ゼネラルの消防救急デジタル無線の契約行為において、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金の納付命令が決定したことに伴います、訴訟に備えた弁護士費用の追加でございます。

現在、総務省消防庁より損害額、損害率の数式が公表されまして、今後は賠償請求額の決定、交渉等、県内消防本部と情報交換をしながら、甲府地区消防本部、また南アルプス市消防本部と同様の弁護士事務所との交渉を進めてまいりたいと考えております。

次に、13節使用料及び賃借料中、NHK放送受信料につきましては、37ページ、消防総務費もでございますが、公用車テレビ機能付カーナビで、NHKの受信契約を結んでおらず、受信料が未払いになっていたケースが全国の自治体で相次いだというニュースから波及いたしまして、県内の構成団体及び他の市町村等の動向を確認し、今回、5年間に遡り支払いをするための費用を追加したものでございます。

原因としては、放送法第64条に規定されている受信することのできる受信設備の解釈の相違によるところでございます。

今後、カーナビを設置する場合には、テレビ機能のついていない自治体向けのものをあえて発注するか、既に使用しているものにつきましては、車両の用途にもよりますが、テレビ機能を外すというような対応をしてまいりたいと考えております。

35ページ、2款1項6目庁舎建設準備費中、10節、11節につきましては、新庁舎移転に伴うパンフレット作成費、また3月分の光熱水費、電話回線使用料等の費用を追加いたしました。また、12節以降は、それぞれ契約差金等発生しておりますので、減額更正し、補正財源といたしております。

3款1項2目消防施設費につきましても、各費目の不用額を洗い出し、補正財源の一部といたしました。

38ページ以降、給与費明細書でございますが、40ページ、ア、会計年度任用職員以外の職員、消防職3名の減、人事院勧告に伴う期末勤勉手当の増、その他の手当につきましては、実態に合わせて精査したものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（井上光三君）

説明が終わりました。

議案第20号 令和7年度峡南広域行政組合一般会計補正予算（第3号）について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

お諮りします。

議案第20号 令和7年度峡南広域行政組合一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（井上光三君）

日程第11 議案第21号 令和7年度峡南広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

説明を求めます。

清野事務局長。

○事務局長（清野忍君）

議案第21号 令和7年度峡南広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）について、詳細説明をさせていただきます。

議案第21号であります。歳入歳出にそれぞれ277万8,000円を追加し、総額を2億1,688万9,000円とするものでございます。

事項別明細書についてご説明申し上げます。

55ページの歳入をお開きください。

3款県補助金78万7,000円は、県より、物価高騰により福祉施設、医療機関等の食材費等の負担が増える中、運営を継続している事業所を支援することを目的に、福祉施設等物価高騰支援金の交付を受けることといたしました。

次に、7款1項1目繰越金は、補正財源として所要額を計上いたしております。

56ページ、歳出であります。1款民生費、1項1目施設総務費の2節給与から4節共済費につきましては、期中での退職補填の採用職員1名分の人件費の増、人事院勧告に伴う給与改定分の増額等を計上いたしております。

12節の委託料の減は、職員の採用に伴い、夜間勤務、夜勤専従の派遣委託のものを、委託料として280万4,000円の減額更正をさせていただいております。

3目施設入所食費中10節、4目通所介護運営費中10節のそれぞれの賄い材料費は、実績に合わせて追加更正させていただいたものでありまして、差引き78万7,000円は、県補助金を補正財源といたしております。

57ページ以降の給与費明細につきましては、それぞれご覧いただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（井上光三君）

説明が終わりました。

議案第21号 令和7年度峡南広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

お諮りします。

議案第21号 令和7年度峡南広域行政組合介護保険特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

これをもって、本議会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和7年第2回峡南広域行政組合議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時51分